第 B 節 特定 0 )原産! 品 に うい ての関税上の特恵待遇を適用するため Ó 制度

第一款 第B節についての注釈

1 前 節 1 (xx)  $\mathcal{O}$ 規定の 適用上、 日本国 0 表  $\mathcal{O}$ 「注釈」 の欄に「PIC-n」 を掲げる品目に分類される原 産品  $\mathcal{O}$ 

のとする。

関

税については、

この協定の効力発生の

日

からこの節に定める当該原産品に

ついて適用する条件に従うも

2 日 本国 の農林水産省 (以下この節において「MAFF」という。) 又はMAFFを承継する者は、 各年

の終了後一箇月以内に、 次款1から10までのそれぞれに規定する原産品であって、 日本国の法令に従って

輸入の許可前に当該各年において引き取られたものについての証明書 (以下この節において「日英特恵輸

入証 .明書」という。) を輸入者による日英特恵輸入証明書の申請の後に発給する。

3 輸入者は、 次款1から10までのそれぞれに規定する原産品について第三・一条に定義する関税上の特恵

待遇を要求する場合には、 輸入の許可前に日本国の税関当局に対して日英特恵輸入証 明書を提出すること

を求められる。 日英特恵輸入証明書の 日本国 の税関当局 への提出の手続については、 速やかに公に入手可

能なものとする。

- 4 提出するものとし、 英特恵輸入証明書については、 その提出については、 各年の終了後の最初の六月三十日以前に輸入者が日本国の税関当局に 輸入申告の時に行われたものとみなす。
- 5 数量と日 当該対応する産 U 1 経済 次款 て輸入者に対し日英特恵輸入証明書を利用可能とする当該原産品の合計数量は、 連 1から10までのそれぞれに規定する原産品に関し、 Ē 携協定附属 U 経 品 済連:  $\mathcal{O}$ 書二— 割当数量との差とする。 携協定の A第三編第B節に規定する産品であって当該原産品に対応するもの 下で輸入者が利用したことをM 注 M AFF又はMAFFを承継する者が各年につ A F F 又 は M A F F を承継する者が 当該各年における日E 0) 合計 確 認 割当 し た

注 この5に定める各年の合計数量については、 次款1から10 までのそれぞれの規定について算出する。

6 する。 書が発給される当該原産 該 特 申 恵輸 M 請 A MAFF又はMAFFを承継する者は、 F 入 の優先順 証 F 明書 又は 位を当該原産  $\mathcal{O}$ M 申請において要求された総数量が A F F 品 を承継する者は、 の数量が5に定める合計数量に達する限度において日英特恵輸 品品 の引取りが承認された日 次款 当該原産品 1 から10 5に定める合計数量を超える場合には、 の順序に基づいて決定し、 までのそれぞれに規定する原産品につい (輸入者に対して日英特恵輸入 及び日英特恵輸 証 入証 明 提出され 書が |明書を発給 · O発給さ 入証明 日英

び Fを承継する者は、 れたもの) 日英特恵輸入証明書が発給される当該原産品 の引取りが承認された日のうち最も遅い日を公に入手可能なものとする。 また、5に定める合計数量、 の数量を公に入手可能なものとする。 日英特恵輸入証 明書の申請において要求された総数量及 M A F F 又は M A F

7 M A F F 又は M A F Fを承継する者は、 その省令及び通達を通じ、 日英特恵輸入証明書に関し、 次のも

(a) 様式及び申請書

のを速やかに公に利用可能なものとする。

(b) 申請及び発給の手続

8

この節の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、これらの規定の対象となる関連す る品目の適用範囲を変更するものではなく、また、 次款1から10までのそれぞれに規定する品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、 当該適用範囲に代わるものでもない。 専ら利用者が

第二款 特定の原産品についての関税上の特恵待遇

- 1 小麦製品
- (a) 日本国 一の表の 「注釈」 の欄に 「PIC-1」を掲げる関税分類番号一九○四一○・二二一、一九○四二

れ、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸 〇・二二一、一九〇四三〇・〇一〇、一九〇四九〇・二一〇及び二一〇六九〇・二一四の品目に分類さ 入証明書が提出されるものについては、心に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象とな ることを条件として無税とする。

- (c) (b) 設立協定の日本国 従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。 同 恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。 ]時契約 (a)の規定による輸入については、 各年において輸入の許可前に引き取られる国に規定する原産品であって、 (以下この節において「SBS」という。) の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。 MAFF又はMAFFを承継する者が、 方式を用いるものとする。 当該輸入差益の額は、 前款の規定に従って日英特 国家貿易企業として、 日本国は、 世 (a) |界貿易機関 規定に 売買
- (a) 〇・二三二、一九〇一二〇・二三五及び一九〇一二〇・二四三の品目に分類され、かつ、各年において 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-2」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・二二二、一九〇一二

2

混合物及び練り生地並びにケーキミックス

輸 入の許 可前に引き取られる原産品であって、 前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるも

のについては、無税とする。

(b) 恵輸 各年にお 入証 明 書が提 いて輸 出されな 入の許可前に引き取られる(3)に規定する原産品であって、 **(** ) ものについては、 この協定に基づく関税に係る約束の 前款の規定に従って日英特 対象から除外する。

3 主として小麦で作られた調製食料品

(a) 日本 玉 0 表の「注釈」 の欄に 「PIC-3」を掲げる関税分類番号一九○一九○・二四二、一九○ <u>一</u> 九

一九〇一九〇・二五二及び一九〇一九〇・二六七の品目に分類され、

かつ、各年にお

7

輸入の許可前に引き取られる原産品であって、 前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるも

のについては、無税とする。

・二四七、

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる回に規定する原産品であって、 前款の規定に従って日英特

恵輸入証 明 書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

4 大麦又は裸麦の調製食料品

(a) 日本! 国 一の表の 「注釈」 の欄に 「PIC-4」を掲げる関税分類番号一九〇一二〇・一四一、一九〇 一 九

れ、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸 〇・一六一、一九〇四二〇・二三一、一九〇四九〇・三一〇及び二一〇六九〇・二一六の品目に分類さ 入証明書が提出されるものについては、ⓒに定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象とな

ることを条件として無税とする。

- (c) (b) 恵輸入証 S方式を用いるものとする。 (a)の規定による輸入については、 各年において輸入の許可前に引き取られる回に規定する原産品であって、 明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。 日本国 MAFF又はMAFFを承継する者が、国家貿易企業として、 は、 (a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収する 前款の規定に従って日英特 S B
- ことができる。 て許容される額を超えてはならない。 当該輸入差益の額は、 世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品につい
- (a) 〇・二三九、一九〇一九〇・二一七、一九〇一九〇・二四八、一九〇一九〇・二五三、二一〇一一二・ 日本国 の表の「注釈」の欄に「PIC-5」を掲げる関税分類番号一七〇二九〇・二一九、一九〇一二

5

コーヒー、

茶の混合物、

調製食料品及び練り生地

ては、無税とする。 可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについ 一、二一○六九○・二七二及び二一○六九○・二八一の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許 一一〇、二一〇一一二・二四六、二一〇一二〇・二四六、二一〇六九〇・二五一、二一〇六九〇・二七

(b) 恵輸入証 各年において輸入の許可前に引き取られる回に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特 明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

6 調製食料品

(a) 入証明書が提出されるものについては、無税とする。 れ、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-6」を掲げる関税分類番号二一〇六九〇・五九〇の品目に分類さ

(b) 各年において輸入の許可前に引き取られる国に規定する原産品であって、 入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。 前款の規定に従って日英特

調製食料品 (しょ糖の含有量が全重量のうち五十パーセントを超えるものに限る。) 及びココア粉

7

(a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一七○一一三・○○○、一七○一一

四・一九〇、二〇〇五四〇・一九〇、二〇〇五五一・一九〇、二〇〇五九九・一一九、二一〇六九〇・

二八二及び二一〇六九〇・五一〇の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる

(b) 原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一九〇一九〇・二一九及び二一〇六九

○・二八四の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款 の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

	五
	[U]
一四・三	11.
二五・四	
二六・五	
関税率(パーセント)	年

二 二   二 二   二 二   二 二   三 三   三<	- 入証明書が是出されるものの関说こついては、欠のとおり削咸する。- れ、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って(c) - 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号一八○六一○・一○○の品	一〇年目及びその後の各年 一七・九	九 一七・九	八一八・九	七 110.0	六 111・1	
	、前款の規定に従って日英特恵輸○六一○・一○○の品目に分類さ						_

日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-8」を掲げる関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類さ

8

ココアを含有する調製食料品

(a)

(d) 従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象か ら除外する。 各年において輸入の許可前に引き取られる回から回までに規定する原産品であって、 八 七 六 九 五. ○年目及びその後の各年 一 八 ・ 九 六 : 七・六 兀 兀 • 九 九 前款の規定に

兀

二 · 六

五五六

れ、 入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。 かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、 前款の規定に従って日英特恵輸

一〇・七	一〇年目及びその後の各年
一〇・七	九
一一・六	八
一二・六	七
一三・六	六
一四・五	五.
一五・五	四
一六・五	111
一七・四	
一八・圕	
関税率(パーセント)	年

- 9 (b) 恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。 ココアを含有する調製食料品 各年において輸入の許可前に引き取られるaに規定する原産品であって、 (チョコレートの製造用のものに限る。) 前款の規定に従って日英特
- (a) れ 入証 を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。 国産ミルクにより製造され、 入証明書が提出されるものについては、 日 明書 カゝ 本 国  $\overline{\mathcal{O}}$ が発給される当該原産品の数量が、 表の 各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸 「注釈」の欄に「PIC−9」を掲げる関税分類番号一八○六二○・二九○の品目に分類さ かつ、 チョコレ 無税とする。 当該申請において特定する粉乳であって、 F の製造のために当該輸入者が使用するもの ただし、 輸入者による各申請について日英特恵輸 日本国に の数量に三 お 1 7
- (b) 恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。 各年において輸入の許可前に引き取られる国に規定する原産品であって、 前款の規定に従って日英特

10

五五八

(a) れ、 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号〇四〇六一〇・〇二〇の品目に分類さ かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特恵輸

入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率(パーセント)
	一八・二
1.	一六・八
11	一角・凹
四	国・〇
五	1 :1・- ベ
六	1 1 • 11
七	九・八
八	八・囙
九	七・〇

(b) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号○四○六一○・○九○、○四○六四 三 <u>-</u> 兀 五年目及びその後の各年 五・六 二・八 匹  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 一 · 匹

れる原産品であって、 ○・○九○及び○四○六九○・○九○の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取ら 前款の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次

のとおり撤廃する。

	年
国・	関税率(パーセント)

	一五年目及びその後の各年
	一四
一・九	116
三・七	
五・六	
七・五	10
九・三	九
11.11	八
•     •	七
一四・九	六
一六・八	五.
一八・六	四
二〇・五	

(c) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号○四○六二○・一○○及び○四○六三

の規定に従って日英特恵輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。 ○・○○○の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款

年	関税率(パーセント)
	三二・五
	1110.0
	二七・五
四	二
五	二二・五
六	110.0
七	一七・五
八	一五・〇

五六二

九	二二・五
10	10.0
1 1	七・五
111	五・〇
1 111	二・五
一回	
一五年目及びその後の各年	

(d) 従って日英特恵輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象か 各年において輸入の許可前に引き取られる。のからのまでに規定する原産品であって、 前款の規定に

ら除外する。